



国四整徳地第24号
平成18年12月27日

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多順三 殿

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長



「吉野川流域住民の意見を聴く会」の運営について（回答）

平素は、国土交通省関係事業の推進に関しご理解・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、平成18年11月17日付コモンズ第0606号でいただきましたご意見について、下記の通り回答いたします。

記

1) 「進め方の枠組み」に関する国交省の説明責任について

① 吉野川の河川整備計画を直轄管理区間に限定する理由

吉野川流域では、近年、平成16年の台風23号、平成17年の14号に代表される度重なる大規模洪水や、平成6年、平成17年の異常渇水により甚大な被害が発生するなど、流域住民の生活に多大な影響を及ぼす被害が頻発しています。そこで、一刻も早く吉野川河川整備計画の策定を行う必要性から、関係各県とも協議の上、とりあえずは直轄管理区間からの整備計画の策定を行うものとなりました。

なお、指定区間につきましては、今後、関係各県とも協議を行い、できるだけ早期に整備計画が策定できるよう努めていきたいと思っております。

また、早期対策実施の要望の意見をいただいていることから、高知県は、吉野川の早明浦ダム下流の管理区間について、今後整備計画の策定に向けて取り組むことを確認しております。

② 吉野川の河川整備計画から、抜本的な第十堰のありかたを除く理由

平成18年5月23日「吉野川水系河川整備計画の策定に向けて」の記者発表で表明しましたように、平成16年4月に発表した『「よりよい吉野川づくり」に向けて』における基本的考え方に基づき、吉野川水系河川整備基本方針を策定し、吉野川河川整備計画を「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但

し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く)と「抜本的な第十堰の対策のあり方」の2つに分けて検討し、各々の検討の内容・進捗状況を勘案して、河川整備計画を策定します。

これは、第十堰については、過去に可動堰化に賛成・反対で対立が生じ、その他の河川整備の計画づくりがとまってしまった経緯があります。ですから、吉野川水系河川整備計画の策定の進め方は、徳島県知事の要望「吉野川の整備の在り方（第十堰を含む）についての要望」（平成16年3月29日）を受けとめ、第十堰とそれ以外の部分を切り分けて進めることとしました。

③「吉野川の河川整備（直轄管理区間）」（但し、抜本的な第十堰の対策のあり方を除く）について、他の方式によらず「学識経験者からの意見聴取」「流域住民の方々からの意見聴取」「関係市町村長からの意見聴取」の個別開催方式を採用した理由

吉野川流域は四国4県にわたり、流域面積も広く地域性も異なることから、流域住民の多様な意見があると認識しています。河川整備計画の検討を進めるにあたっては、様々な専門的分野の学識経験者の意見を十分お聴きするとともに、流域の各地域でより多くの住民の方や市町村長の意見を伺うことが必要です。今回提示した方法は、丁寧に幅広く公平に意見を聴くことができることから、さまざまな関係者の皆さんからの意見を適切に反映できると考え採用しました。

まずは、たたき台としての素案をお示して、みなさまから幅広く丁寧に公平にご意見をお聞きしました。お聞きしたご意見については、そのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表し、意見の共有を図っています。頂いた意見をもとに素案を練り直し、それに対して再度意見を頂く、そのような修正を繰り返すことで、流域の皆様の意見を十分に反映していけると考えています。

2)「住民の意見を聴く会」のプロセスの明示

開催プロセスについては、12月18日の記者発表時に公表を行っていません。また、次に開催される「住民の意見を聴く会」でも説明することとしています。

3)今後の「住民の意見を聴く会」で十分にコミュニケーションを図ることが必要と思われる項目

- ①既発表の吉野川河川整備計画策定の「今後の進め方」の大きな枠組みについて
- ②河川整備事業の実施順序（特に治水危険地域での対策の早期実施について）
- ③流域全体の河川整備のあり方について（直轄管理区間外や支川を含む）

④整備計画素案に記述がない、あるいは少ない項目への対応について（例えば具体的な環境目標の設定と環境改善の方法、景観や歴史を配慮した工法（多自然工法、伝統工法）の活用、河川整備における流域住民の参加など）

⑤河川整備計画における意見反映の方法について

⑥「住民の意見を聴く会」の運営のあり方について

これまでの会では、まずはたたき台となる吉野川水系河川整備計画【素案】の内容をご説明させていただくこと、幅広いご意見をお聴きすることを目的としていました。

次の会からは、流域のみなさま方から直接いただいた、貴重なご意見をそのまま公表するとともに、問題点の明確化や論点の整理のためのとりまとめ結果を公表して意見の共有を図り、そのうえで意見に対する四国地方整備局の考え方をお示ししました。みなさまと質疑応答や意見交換を通じて、意見を反映した修正素案に対して再度ご意見をお聴きしていきます。

なお、みなさまとの質疑応答や意見交換において、その場でお答えのできない意見等については、再度、四国地方整備局の考え方等を整理してお示いたします。

ご意見をお聴きして素案を修正するという過程を繰り返すことで、皆さまのご意見を十分に河川整備計画に反映できるものと考えています。

みなさま方から、いただいた貴重なご意見については、できる限り素案に反映するとともに、森林や浸水被害軽減策などについては、新たに素案に項目の追加を行っています。また、反映できないご意見についても、反映できない理由を付して公表いたします。

4) 今後の「住民の意見を聴く会」開催時の留意事項

①多くの参加者が参加できるための十分な周知期間をとっての「住民の意見を聴く会」の開催

次の「住民の意見を聴く会」の開催にあたって、十分な周知期間をとるよう努めます。

②「住民の意見を聴く会」において、参加者と国土交通省の意見交換ができる「住民の意見を聴く会」の場の設定

次の「住民の意見を聴く会」からは、流域のみなさま方から直接いただいた、貴重なご意見を公表するとともに、四国地方整備局の考え方をお示しし、みなさまと吉野川水系河川整備計画【素案】について質疑応答や意見交換を通じて、ご意見をお聴きしていきます。

③各回の参加者数・参加者の関心事等の事前参加者情報把握を目的とした、申し込み制などの方法の導入

「吉野川流域住民の意見を聴く会」では、流域住民の多くの方々から様々な意見を丁寧にお聞きしたいと考えております。そのため、参加の制約となりかねない事前申し込みについては、導入を控えたいと思っております。

④会場毎に異なることが予測される「住民の意見を聴く会」の進捗状況への対応

「住民の意見を聴く会」の会場毎の進捗状況については、流域全体としての進捗を考慮しつつ、会場毎の的確な対応に努めます。

⑤「住民の意見を聴く会」の開催時間延長のルールを検討と周知

「住民の意見を聴く会」でのご意見・ご質問等の状況により、最大1時間の開催時間の延長を行うこととし、周知に努めます。

以上